令和４年分の所得税確定申告書・住民税申告書の提出は２月１６日（木）から３月１５日（水）まで

問い合わせ　税務課　　電話　８４－１２１２

あなたは所得税や住民税の申告をする必要があるでしょうか？

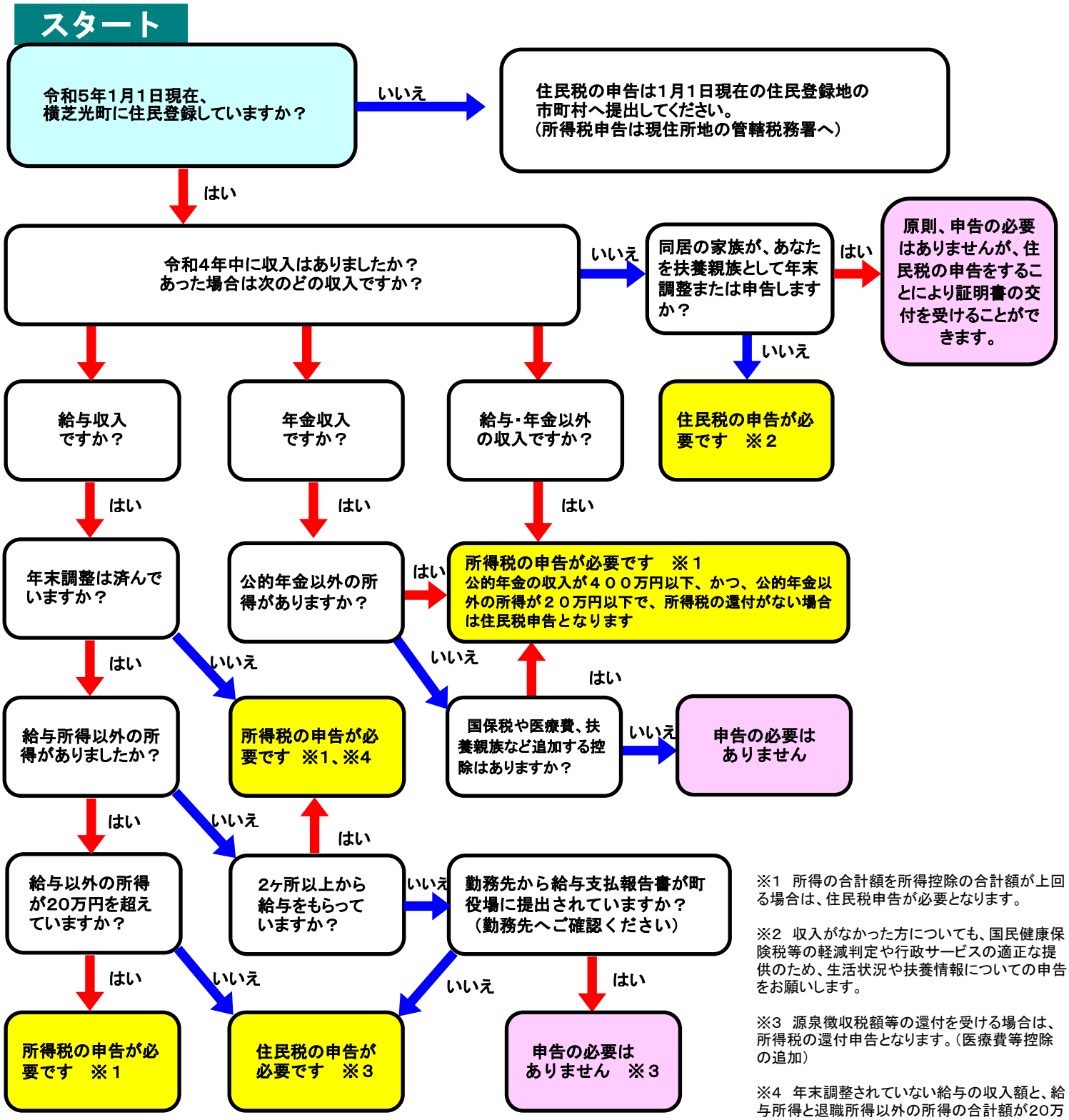

※1　所得の合計額を所得控除の合計額が上回る場合は、住民税申告が必要となります。

※2　収入がなかった方についても、国民健康保険税等の軽減判定や行政サービスの適正な提供のため、生活状況や扶養情報についての申告をお願いします。

※3　源泉徴収税額等の還付を受ける場合は、所得税の還付申告となります。（医療費等控除の追加）

※4　年末調整されていない給与の収入額と、給与所得と退職所得以外の所得の合計額が20万円を超えない場合は、住民税申告となります。

【注意】
このフロー図は、一般的な例を示しています。
フロー図により申告が必要ないとされた方でも、所得税の納付や還付が生じる場合や、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの軽減判定やその他の行政サービスを受ける上で、申告が必要となることがあります。